

高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 パブリックコメントへの回答について

該当箇所		ご意見	回答
P75	第5章 第1号被保険者の保険料の算定	介護保険料について、第8期の10段階区分から段階を増やし、合計所得金額400万円を超える高額所得者の負担を増やすこと及び準備基金の取り崩しの2点により、基準月額を引き下げてください。	第9期の介護保険料については、より負担能力に応じた保険料額となるよう多段階化を行う予定です。具体的には、第8期の最高段階の第10段階を合計所得金額に応じて第10～13段階に細分化し、非課税世帯にあたる第1～3段階の方の負担減に繋げるものです。 また、介護保険給付費準備基金についても取り崩しを行い、保険料額の抑制を行ってまいります。
P66	公平・公正で適切な要支援・要介護認定の推進	認定を早く決定してください。人員を増やし、スムーズな認定をお願いいたします。 また、認定のための申請をした段階から認定決定までの間は、施設を利用できるなどの暫定的措置を提供して欲しいです。	要支援・要介護認定については、認定調査もしくは主治医意見書の遅延がない限り、申請から30日以内の要介護等認定を行うこととなっております。しかし、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いが、令和5年3月31日をもって終了したことで令和5年度における更新申請が増加し、認定が遅れている現状にあります。これに対応するため、介護認定審査会における1回あたりの審査件数の増や、認定審査の簡素化導入など実施しているところです。 有効期間は要介護認定日ではなく申請日に遡るため、認定決定前であっても介護保険の暫定的な利用が可能です。今後も本制度の周知を一層図ってまいります。
P60 P44	外出・買い物支援等の充実 生活支援サービスの充実	介護認定されない高齢者であっても、高齢になると転倒しやすくなり、少し歩いただけでも足がむくむ方が多いです。認定のみの判断だけでなく、せめて90歳以上の方の見守り、買い物支援や掃除の支援を制度化してください。 (80歳以上の希望者の方への支援について、同様の趣旨のご意見をいただいています。)	・見守りについて 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ、兄弟のみなどの高齢者世帯が、地域の中で孤立しないよう、民生委員・児童委員、校区福祉委員及びボランティア団体などの地域の活動団体の見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実を図ります。 (計画書第4章中、「孤立死の防止など見守り体制の充実」をご覧ください。) 買い物や清掃に関する支援につきましては、以下のような支援事業等がございますので、ご活用いただければ幸いです。 ・買い物物の支援について 高石市社会福祉協議会による支援事業の一環として、民間事業者のご協力のもと、近隣に商店や商業施設などがない地域でも不便なく日常生活用品が購入できるよう、移動販売車によるお買い物支援事業を本年1月から試行しています。今後も高齢者の生活支援につきましては、他団体の事例など調査してまいります。 ・掃除の支援について 有償ボランティアグループによる生活支援活動（掃除、診察券の提示、通院支援など）が実施されていますので、高石市ボランティア・市民活動センターにご相談ください。
P75	第5章 第1号被保険者の保険料の算定 5.第1号被保険者保険料の算定 (2) 第1号被保険者負担相当額 (4) 第9期介護保険料と金額と賦課割合	私達の支払った介護保険料が、その年の収支との関係がわかりません。 その年に黒字なら介護保険料が下がるというもありでは。又介護に必要な財源を国に求めるのも必要ではないでしょうか。	介護保険制度では、3年を1期として介護保険事業計画を策定すること（介護保険法第117条）とされており、保険料についても原則として3年間同額とされています。 いわゆる黒字については、一旦介護保険給付費準備基金に積み立てられ、次期以降の介護保険料の抑制に用いられることとなります。 介護に必要な財源のうち、国の負担については、介護給付費では20%等定められているところ（第5章 5.第1号被保険者保険料の算定）ですが、それ以外の国補助金に関しても市負担の発生等も踏まえて多角的に判断し、活用に関して調査研究を続けてまいります。